

議案第 14 号

琴浦町介護保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町介護保険条例の一部を改正する条例

琴浦町介護保険条例(平成18年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,080円</u></p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,400円</u></p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法</p>

律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円

イ 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 102,600円

イ 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 116,280円

イ 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 129,960円

イ 合計所得金額が620万円未満であ

律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 93,600円

イ 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 108,000円

イ 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 129,600円

イ 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 144,000円

イ 合計所得金額が600万円未満であ

り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 143,640円

イ 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 157,320円

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第10条 略

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。))により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定につ

り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 180,000円

イ 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 216,000円

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第10条 略

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。))により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

いての第2条第1項(第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ及び第11号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の琴浦町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。